新得町各種支援制度 ハンドブック

北 海 道 新 得 町 (2018年4月版)

目 次

地域振興・町づくり分野	
(住宅)	
〇持家等住宅建築促進制度	P 1
〇空き家活用促進制度	P 1
〇定住住宅建設促進制度	P 2
〇新緑団地太陽光発電システム導入費補助	P 2
(通信)	
〇ブロードバンド条件不利地地域支援事業	Р3
(町づくり)	
〇まちづくり協働団体等育成支援研修補助	Р3
〇夢基金	P 4
〇自主防災組織設立等支援制度	P 4
〇地域コミュニティスポーツ振興事業	P 5
産業振興分野	
(商工業)	
〇中小企業融資制度	P 6
〇中小企業融資資金利子等補給	P 6
〇商工業活性化事業補助	P 7
〇地域振興事業補助金	P 8
〇チャレンジショップ事業	P 8
(農業)	
〇農業振興資金貸付	P 9
〇新規就農者支援	P 9
〇新規就農・農地流動化資金利子補給	P10
〇有機質還元事業	P10
〇環境保全型農業直接支援対策事業	P10
〇有害鳥獸防除柵等設置事業補助	P11
(畜産)	

P11

〇自力草地更新事業

〇家畜伝染病等疾病予防推進事業	P11
〇家畜特定疾病発生農家支援互助制度	P12
〇新得地鶏飼養施設整備補助事業	P12
(林業)	
〇林業振興資金貸付	P12
〇森林整備担い手対策事業	P13
〇民有林振興事業補助	P13
(その他)	
〇勤労者共済制度加入奨励事業	P14
〇農村環境整備事業農家住宅等周辺舗装設置費補助	P14
教育・文化・スポーツ分野	
	_ 45
〇文化活動におけるコンクール等参加費助成	P15
〇新得町スポーツ大会参加費助成 〇新得町 3 世後 5 位 4	P15
〇新得町入学資金貸付	P16
環境・緑化・景観分野	
〇廃屋解体撤去事業補助	P17
〇合併処理浄化槽設置整備事業補助	P17
〇水洗便所改造等補助	P18
保健・医療・福祉分野	
(医療費・通院等)	D 10
〇乳幼児等医療費助成	P19
〇未熟児養育医療 〇八トリ親家庭等医療费助成	P19 P19
〇ひとり親家庭等医療費助成 〇重度心身障がい者医療費助成	P 19 P 20
〇里度心身陣がいる医療質助成 〇通院バス交通費補助	P20 P20
〇 通院バスダ通貨補助 〇 福祉交通費助成	P 20 P 21
(健診・検診)	F 41

〇特定健診	P21
〇各種がん健診事業	P 22
〇PETがんドック検診費用補助	P 22
〇脳ドック健診	P 23
〇乳がん、子宮がん健診費用助成	P 23
〇振動障害特殊健康診断助成	P 24
(妊娠・出産)	
〇特定不妊治療費助成	P 24
〇不育症治療費助成	P 24
〇妊婦健康診査	P 25
〇出産祝金	P 25
(感染予防)	
〇インフルエンザワクチン予防接種助成	P26
〇肺炎球菌ワクチン予防接種助成	P26
〇肝炎ウィルス検査費用助成	P27
〇エキノコックス症検診費用助成	P 27
(歯科)	
〇乳幼児歯科検診・フッ素塗布補助事業	P 28
〇集団フッ素塗布	P 28
〇成人歯科検診	P 28
〇妊婦歯科検診	P 29
(子育て)	
〇通所費補助制度	P 29
〇子ども発達支援センター通室費補助制度	P 29
〇ファミリーサポート事業	P30
(障がい福祉)	
〇心身障害児等通園助成事業	P31
〇身体障害者運転免許取得費補助	P31
〇身体障害者自動車改造費補助	P32
(高齢者福祉)	
〇介護サービス利用者負担軽減事業費補助金	P32
〇ふれあい支援員事業	P 33
〇介護予防ボランティア(たす軽ポイント)推進事業	P 33
(その他)	
〇地域サロン事業補助金	P 34
〇医療体制確保支援補助事業(医療確保対策支援)	P34

〇医療体制確保支援補助事業(入院病床確保支援)	P35
〇医療体制確保支援補助事業(医療施設及び機器等支援)	P35
〇障がい児日中一時支援事業所運営補助	P36
〇保健・医療・福祉資金貸付金	P36
〇成年後見制度利用促進支援事業 市町村長申し立て制度	P37
〇福祉人材育成事業補助金	P38

制	度	名	持家等住宅建築促進制度
内		容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に住宅等を建築した場合 に、「お祝い金」と3年間「固定資産税相当分」を助成します。 なお、お祝い金は町内商品券スマイルチケットにより交付します。
対	象	者	・新築住宅の所有者であること。 ・国、道及び町などが行う事業により、移転補償又は補助を受けていないこと。 ・住宅の建築に対する他の助成制度を受けていないこと。 ・お祝い金の支給時及び固定資産税の課税基準日(各年の1月1日)に町内に住民登録をしていること。 ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。
上		額	補助率のとおり
補	助	率	・建築施工が町内業者の場合 50万円 ・建築施工が町外業者の場合 30万円 ・各年度新築住宅固定資産税相当分(建築後3年間)
申	請期	間	建築着工から完成までの間
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当課	係	地域戦略室 地域戦略係 電話: 0156-64-0521 (内線) 142・143
ホ-	-ムペ-	ージ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/mochiie

制	度	名	空き家活用促進制度
内		容	町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、又は空き家を購入し改修を行う場合に、奨励金を交付します。 なお、奨励金は町内商品券スマイルチケットにより交付します。
対	象	者	・住宅の所有者であること。 ・次の条件のいずれかに該当する方 ・次の条件のいずれかに該当する方 ・①空き家を購入し、1年以内に改修し自ら居住する方 ・②自ら所有する空き家を改修し、5年以上他人に賃貸する方 ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。 区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他(
上	限	額	補助率のとおり
補	助	率	・工事施工が町内業者の場合 対象費用の30%(上限30万円) ・工事施工が町外業者の場合 対象費用の20%(上限20万円)
申	請期	間	工事着工前に申請書を提出
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	地域戦略室 地域戦略係 電話:0156-64-0521 (内線)142・143
ホ-	- ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/akiiekatsuyo

制	度	名	定住住宅建設促進制度		
内		容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に賃貸住宅(従業員住宅)を建築した場合に、住宅建築者に対し助成します。		
対	象	者	・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。 ・10年間賃貸住宅の用に供すること。 ・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。		
			区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()		
上	限	額	1戸建ての賃貸住宅を建築する場合は、200万円~380万円を上限とします。		
			床面積3.3㎡当たり		
145	助率		下水道区域内 下水道区域外		
補		助 卒	助 4	助率	建築施工が町内業者の場合 15万円 19万円
			建築施工が町外業者の場合 10万円 12万円		
申	請期	間	随時		
決	定時	期	建築希望者と新得町が事前協議・調整を行った上で、申請された事業を町 長が認定したとき		
担	当 課	係	地域戦略室 地域戦略係 電話:0156-64-0521 (内線)142・143		
ホ-	-ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/teijujutaku		

制	度	名	新緑団地太陽光発電システム導入費補助
内		容	自然エネルギーを利用した環境に優しい地域社会の構築を図ることを目的とし、町が分譲している「新緑団地(第2次)」の分譲地を購入し、住宅用太陽光発電システムを設置した住宅を建築する方に対して、費用の一部を助成します。(新緑団地太陽光発電システム導入費補助金交付要綱による)
対	象	者	・町内に住所を有する者(住所を有する予定者も含む) ・町に納付すべき公金を滞納していないこと。 ・補助の申込みを行う年度の3月末日までに、当該システムを設置する者であること。 ・要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者については、対象としないこと。 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他(
上	限	額	8 3 万円
申	請期	間	当該システムの設置が完了する年度の1月末日までに申請書を提出
決	定時	F 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 謂	係	総務課 契約管財係 電話:0156-64-5111 (内線)118
木-	-ムペ	ージ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow_/takuchi

制	度	名	ブロードバンド条件不利地地域支援事業
			町内におけるブロードバンド条件不利地地域のインターネット利用環境
内		容	を向上させるため、衛星を利用したインターネット機器を導入する場合の
' '		-	初期費用の一部を助成します。
			・町内に住所を有している、又は事業開始までに町内に住所を
			有すること。
			│・機器を導入することで、導入前の通信速度と比較し速度の向 │
1.	-	-	要綱等 上が見込めること。
対	象	者	・導入前の通信速度が下り 2. OMbps 未満であること。
			・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されているこ
			と。
			区 分 区民間法人 口任意団体 区個人 口その他()
上	限	額	28万3千5百円
補	助	率	機器の初期導入費用のうち上限額以内
申	請期	間	機器設置後、申請書を提出
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
+0	担当課	17.	地域戦略室 地域戦略係
担		課係	電話:0156-64-0521 (内線)142・143
ホ-	-ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/eisei

制	厚	Į.	名	まちづくり協働団体等育成支援研修補助
内			容	協働の担い手として必要な手法等を学ぶ研修会への参加及び講演会等に 係る経費を助成します。
対	多	R	者	要 綱 等 町内に住所を有している町内関係団体の構成員及び団体創設を 目指す者(おおむね65歳以下の者)
				区 分 □民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	ß	艮	額	研修 町旅費規程 講演会等 町長が必要と認めた額
補	且	力	率	10/10
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	地域戦略室 地域戦略係 電話:0156-64-0521 (内線)142・143

制	度	名	夢基金
内		容	地域おこし事業、地場産業の振興、人材育成、その他地域の活性化につながる事業に対し助成します。
対	象	者	要綱等 町内に住所を有し個性的なふるさとづくりに意欲ある個人及び 団体
			区 分 □民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	100万円
補	助	率	2/3以内
申	請期	間	随時
決	定時	期	夢基金運営委員会において申請内容を審査し、適当と認めたとき
担	当課	係	町民課 住民活動係 電話:0156-64-0528 (内線)156

制	度	名	自主防災組織設立等支援制度
内		容	地域住民による防災活動を組織的に行うために、町内会により自主的に設立される防災組織の運営及び活動に対して、助成金を交付します。(自主防災組織設立等支援要領による)
対	象	者	・自主防災組織(地域住民による防災活動を組織的に行うため 要綱等 に作られる防災組織で、町内会により自主的に設立されたものをいう)
			区 分 □民間法人 ☑任意団体 □個人 □その他()
١.	70		・自主防災組織の設立に要する経費 3万円
上	限	額	・防災資機材や備蓄品の購入費 1万円 ・防災訓練や研修会等の開催に要する経費 1万円
1-4-	n.t.		
補	助	率	1 1 1
申	請	期間	随時
決	定	诗 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課係	総務課 庶務防災係 電話:0156-64-5111 (内線) 112

制	度		名	地域コミュニティスポーツ振興事業
内	9		容	スポーツをとおして地域のコミュニケーションを図るため、地域的な組織が自ら企画・運営するスポーツ・レクリエーション事業(地域的又は全町的な範囲で町民が参加対象の事業)に対し助成します。 ※「地域的又は全町的」とは複数町内会又は地域に留まらず町全体、「地域的な組織」とは事業推進のため各々の町内会において承認を得た推進組織のこと。
対	象		者	要 綱 等 対象事業を実施する地域的な組織
ارح			11	区 分 □民間法人 ☑任意団体 □個人 □その他()
上	限		額	10万円
補	助		率	3分の2
申	請:	期	間	事業実施後。(事業実施の概ね10日前までに事業計画書・予算書の提出
44	商用 :	州	[B]	が必要)
決	定	時	期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき
担	当	課	係	社会教育課 社会体育係 電話:0156-64-0532 (内線)212

制	度	名	中小企業融資制度
内	容		中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上 と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、信金に町資金7千万円 を原資として預託し、3倍枠の2億1千万円限度に融資を行います。
対	象	者	・本町において独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き1年以上経営しているもの・町税を完納しているもの・その他要綱に規定する特例に該当するもの
			区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
			運転資金、設備資金共に
上	限	額	1号資金 1企業者 貸付金額 500 万円以内 貸付期間 60 ヶ月以内
			2号資金 1企業者 貸付金額 1000 万円以内 貸付期間 120 ヶ月以内
申	請其	月 間	随時 融資の申込先は新得町商工会
決	定時	期	随時
担	当 譚	果 係	産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124

制	度	名	中小企業融資資金利子等補給
内		容	中小企業の育成振興を図るため、中小企業者が事業資金として金融機関から借入れたことによって生ずる利子及び保証料に対し補給金を交付します。
			・当該年度の貸付金の返済が期日内に終了したもの 要綱等 ・町税及び使用料等を完納しているもの ・その他要綱に規定するもの
対	象	者	補給対象となる制度資金は以下のとおり 1. 新得町中小企業融資制度資金 2. 日本政策金融公庫融資金 3. 北海道中小企業総合資金融資金 4. 商工貯蓄共済融資金 5. その他町長が認めた融資金
補	助	揪	利子補給金 (1)運転資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が1パーセントを超えるときは3パーセントを上限 (2)設備資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が0.5パーセントを超えるときは3パーセントを上限 保証料補給金 (1)運転資金の保証料補給金は、支払った保証料の2分の1を上限 (2)設備資金の保証料補給金は、支払った保証料の3分の2を上限
申	請期	間	年度末に申請書を送付
決	定時	期	申請内容を審査し、4月中に決定する
担	当 課	係	産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124

制	度	名	商工業活性化事業補助
内		容	商工業の活性化を図るため、町内で新規開店・空き店舗・空き家活用や店 舗の新築・増改築、集客力を高めるための設備投資に対して助成します。
対	象	者	・町内に住所を有する個人及び法人等若しくは、新規に町内で事業を開始する個人及び法人等で事業開始までに住所等を有するもの・町税等が完納されていること 区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	·店舗取得~取得費、改修費 400万円 ·店舗賃貸~改修費 250万円、賃貸料 5万円/月 ·後継者支援~利子補給、保証料 400万円 ·商工業者支援~設備投資 400万円
補	助	率	 ・新規開店、空店舗等活用 店舗取得の場合 店舗に係る固定資産税相当額(5年間) 取得費(土地含む)、改修費の30%以内 賃貸の場合 店舗改修費の1/2以内 店舗に係る月額家賃の7/10以内(2年間) ・後継者支援 店舗の新築、増改築、模様替えのために借り入れた資金の利子補給 2/3(7年間)、保証料分 設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内 ・商工業者支援 設備投資額の30%以内 設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内
申	請期	間	随時(事業開始後6ヶ月以内)
<u>決</u> 担	定時 当課	<u>期</u> 係	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき 産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124
ホ-	- ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/shigoto/kigyou

制	度	名	地域振興事業補助金
内		容	新規事業の開始、または事業の拡大をするもので、産業の振興と町経済の発展に寄与する事業として認められ、かつ現状の雇用人数以上の確保が見込まれる事業で、補助対象となる設備投資額が 1,000万円以上の事業に対し助成します。
対	象	者	 ・町内に住所を有する個人又は法人等 要綱等 ・新規に町内で事業を開始する個人又は法人等 ・町税等を完納していること 区分 区分 区 び民間法人 口任意団体 図個人 口その他()
上	限	額	1事業 5,000 万円、若しくは設備投資額の 5 0 %を限度 ※補助金の申請は 1 事業者につき 1 回 ※国、道の補助金又は交付金と併用する場合、その総額が対象設備投資額の 7 0 %を超える場合には、当補助金を当該 7 0 %の額から国、道の補助金又は交付金の合算額を控除した額とします。
補	助	率	1. 設備投資額の 35%以内。農商工連携の場合 5 %を加算。 2. 補助対象事業の開始に伴う雇用者 1 名につき 50 万円を加算。 3. 新築又は拡充分の固定資産税相当額を限度に助成
申	請期	間	随時※事業に着手する日の前日までに事業計画書等の提出
担	定時 当課	期 係	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき 産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124

制	度	名	チャレンジショップ事業
内		容	町内で新たに起業を目指す方のために、試験的に営業する店舗及び基本的 設備の貸出し、貸出し期間中の事業費に対して助成します。
対	象	者	・町内に住所を有する者又は事業開始時に町内へ転入する予定 の者 ・町税等を完納している者 ・主として小売業又はサービス業を営む者
			区 分 □民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	50万円
補	助	率	備品購入費及び備品リース代等にかかる経費の 1/2
申	請期	間	随時
決	定時	期	公募期間後、申請内容を審査した上で決定
担	当課	係	産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124
ホ-	-ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/shoukai/oshirase/challenge_shop

制	度	名	農業振興資金貸付
内		容	農業機械施設整備、土地改良、農地取得、家畜購入等の事業に対し、資金 を貸付します。
対	象	者	要綱等 農業者及び生産等を集団的に行うことを目的とした農業者の組織する団体
			区 分 ☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	1 経営体 500 万円以内、農業者の組織する団体については 1,000 万円以内
申	請期	間	随時
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	産業課 農政係 電話:0156-64-0525 (内線)125

制		名	新規就農者支援
内		 容	新たに農業を営もうとする者に対し、新規就農一時金の補助及び新規就農
/3		台	資金を貸付します。
			要綱等 新たに個人で農業を営もうとする者及び2名以上で農業を共同
対	象	者	▽ ♥ で営もうとする者
			区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
			新規就農一時金
			畑作経営:100万円(年額) 3年間
			肉牛経営:100万円(年額) 3年間
			しいたけ経営:50万円(年額) 2年間
			酪農経営:搾乳牛(初妊)10頭
上	限	額	就農支援資金(償還年限:10年以内(内据置3年以内)、利率:無利子)
			畑作経営: 500 万円 野菜経営: 300 万円
			酪農経営:1,000万円 肉牛経営:1,000万円
			しいたけ経営:300万円
			農地保有合理化事業等から貸付を受けた場合、賃借料の1/3を補助:年
			70 万円上限
補	助	率	上記定額
申	請期	間	随時
決	定時	期	申請内容を新規就農者認定委員会で審査し、町長が適当と認めたとき
∔ □	\/ =#	IT.	産業課 農政係
担	当課	係	電話: 0156-64-0525 (内線) 125

制	度	: 1	3	新規就農・農地流動化資金利子補給	
内			容	町内で新たに農地を購入し農業開始する者及び農業委員会のあにより農地を購入する農業者へ新得町農業協同組合が貸し付け対し利子補給をします。	_
対	象	. 1	者	要綱等 新得町農業協同組合 区 分 □民間法人 □任意団体 □個人 ☑その他()
上	限	客	湏	限定なし	
補	助	2	车	貸付利率から2.5%を減じた利率の1/2	
申	請	期	間	随時	
決	定	時 其	钥	申請内容を審査し町長が適当と認めたとき	
担	当	課(系	産業課 農政係 電話: 0156-64-0525 (内線) 125	_

制	度	名	有機質還元事業
内		容	町内で生産された堆肥を購入し畑地に還元する場合、堆肥購入・運搬経費 に対し助成します。
対	象	*	要綱等 畑作(野菜)専業農家、畑作(野菜)と酪農等の複合農家
Χ·J	水	者	区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	規定による
補	助	率	2/3
申	請期	月間	随時
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 謂	果 係	産業課 農政係
7브	⇒ ₹	下 示	電話:0156-64-0525 (内線 125)

制	度	名	環境保全	型農業直接支援対策事業
内		容	業者等が何	においても生物多様性保全等への貢献が重要であることから、農 比学肥料・化学合成農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止を た生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合に助成し
対	象	者	要綱等	販売を目的として生産を行う農業者(法人・農業者グループ含む)
			区分	☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	規定による	3
補	助	率	定額	
申	請期	間	6 月末	
決	定時	期	申請内容	を審査し、1月頃決定する
担	当 謂	果 係		農政係)156-64-0525 (内線) 125

制	度	名	有害鳥獣防除柵等設置事業補助
内		容	エゾシカ等の耕作地への侵入による農作物被害防止のため、電気牧柵等の 必要な機器の設置に係る経費に対して助成します。
対	象	者	要 綱 等
			区 分 ☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 ☑その他()
上	限	額	2 5 万円
補	助	率	1/4
申	請	胡間	随時
決	定	诗 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当言	果係	産業課 農政係 電話:0156-64-0525 (内線)125

制	度	ŧ	名	自力草地	更新事業									
内			容		給率の安定確保と、適期更新による牧草の生産力と栄養価の向上 、事業対象者が所有する町内の土地及び借地のうち5年以上経過									
12.3	I		谷		こ、補助事業によらず播種を実施した費用に対して助成します。									
対	4	在	象 者	会	象 者	会 去	会 耂	会	会 安	金	会 	*	要綱等	家畜及び畜産物の売買により生計を営んでいるもの
ניא	3	K	13	区 分	☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()									
上	阻	夏	額	規定によ	১									
補	助	j	率	草地整備	面積 10a あたり 2000 円									
申	請	期	間	5月										
決	定	時	期	申請内容	を審査し、12月に決定する									
担	当	課	係		畜産係 0156-64-0525 (内線) 128									

制	度 名		家畜伝染病等疾病予防推進事業
内		容	日常的な衛生意識向上と予防措置推進を図り、家畜伝染病等疾病の発生を 防止するため、畜舎内外の消毒に必要な衛生資材・用品を購入した費用に 対し助成します。
対	象	者	要 綱 等 農業生産活動に供するために、家畜伝染病予防法に定められた 対象家畜を飼養しているもの 区 分 ☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上		額	規定による
補	助	率	定額
申	請期	間	随時
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	産業課 畜産係 電話:0156-64-0525 (内線)128

制	度名		名	家畜特定疾病発生農家支援互助制度
内			容	伝染性のある家畜特定疾病の発生からの生産体制及び経営の早期立て直 しを目的に、該当農家が実施した予防、まん延防止等の対策費用に対し助 成します。
対	4	ħ	者	要綱等 新得町酪農防疫互助会
χij	2	象	13	区 分 □民間法人 ☑任意団体 □個人 □その他()
上	ß	艮	額	限定無し
補	且	ታ	率	規定を基に互助会で決定された支援経費の1/3
申	請	期	間	3月
決	定	時	期	申請内容を審査し、3月に決定する
担	当	課	係	産業課 畜産係
1년	=	沐	床	電話:0156-64-0525 (内線)128

制	度	名	林業振興資金貸付
内		容	林業振興上適切な事業等に対し必要な資金を貸付します。
対	象	者	要綱等 町内に住所を有している個人、団体、事業所
ניא	涿		区 分 ☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	造林 300万円 (60万円/ha)
	肞	鉙	育林 200万円(8万円/ha)
申	請其	期間	随時
決	定	寺 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当言	果係	産業課 林務係
1년	=	木	電話:0156-64-0525 (内線)129

制	度		名	森林整備担い手対策事業						
内			容	道の森林整備担い手対策事業の掛け金を負担している事業者に対し助成						
" "			台	します。						
対	#		会 =	会 -	5 2	免	タ 考	象 者	*	要 綱 等 森林整備担い手対策事業の掛け金を負担している事業者
ניא	3		13	区 分 ☑民間法人 □任意団体 □個人 □その他()						
上	限	i C	額	230日分						
補	助)	揪	80円/日						
申	請	期	間	1月						
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき						
担	当	= ⊞	ष	産業課 林務係						
担	=	課	係	電話:0156-64-0525 (内線)129						

制	厚	ŧ	名	民有林振興事業補助
内			容	森林施業を行う者に対し助成します。
対	复	ŧ.	者	町内に山林を保有している町民 要綱等 (未来につなぐ森づくり推進事業については、個人の町外在住 者及び町内の中小企業者も対象)
				区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	[3]	₹	額	未来につなぐ森づくり事業~ 道が算出する標準経費の 26% 造 林~ 道が算出する標準経費の 1 % 間伐・保育間伐~ 11,000 円/ha 下草刈~ 10,000 円/ha
補	助		率	未来につなぐ森づくり事業、造林~ 定率 間伐・保育間伐、下草刈~ 定額
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	産業課 林務係 電話:0156-64-0525 (内線)129

制	度	名	勤労者共済制度加入奨励事業
内		容	町内の中小企業に就業する従業員等の福祉の増進を図るため、財団法人と かち勤労者共済センター「あおぞら共済」への加入を奨励するため、共済 会費の一部について加入した事業主へ助成します。(町民分のみ)
対	象	者	要 綱 等 町内に事業所を有する者で、町内に住所を有する従業員等のあおぞら共済加入に係る会費を納付した事業主 区 分 ☑民間法人 □任意団体 □個人 □その他()
上	限	額	なし
補	助	率	共済加入に係る会費の1/2以内 5年間
申	請	期間	年度末
決	定	時期	申請内容を審査し、4月中に決定
担	当	課係	産業課 商工労働係 電話:0156-64-0522 (内線)124

制	度	名	農村環境整備事業農家住宅等周辺舗装設置費補助
内		容	農家住宅及び周辺等の舗装化に伴う費用に対し助成します。
			要綱等 町内在住の農業経営者(個人・団体・農業生産法人)
対	象	者	区 分
上	限	額	基準額 アスファルト舗装~年度毎による改定単価 円/㎡
	肞	积	コンクリート舗装~年度毎による改定単価 円/㎡
補	助	率	30%以内
申	請期	間	4月~12月
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	産業課 耕地係 電話:0156-64-0525(内線)130

【教育・文化・スポーツ分野】

制	度	名	文化活動におけるコンクール等参加費助成
内		容	文化活動における全道・全国規模のコンクール等への参加者及び引率者に 対し、交通費、宿泊費及び参加料を助成します。
対	象	者	町内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒並び 要綱等 に引率者。ただし、町外の団体に所属して出場とする場合は対象となりません。
			区 分 □民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	補助率のとおり
補	助	率	・地区予選等において出場権を得て全道大会以上に出場する場合 ・・・対象経費総額の 100%
			・地区予選のない全道大会以上に出場する場合・・・対象経費総額の 50%
申	請期	間	出発日の10日前まで
決	定時	期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき
担	当 課	係	社会教育課 社会教育係 電話:0156-64-0532 (内線)214

制	度	名	新得町スポーツ大会参加費助成
内		容	スポーツ基本法に基づき参加出場する各種大会等にかかる経費について 助成します。
対	象	者	新得町内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒 並びに引率者とする。ただし、町外の団体に所属して出場する 場合は対象となりません。また、引率者は、監督及びコーチと いった立場の者に限ります。
			区 分 □民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	補助率のとおり
補	助	率	・地区予選等において全道大会以上の出場権を得た個人及び団 ・・・対象経費実費の 100% ・地区予選のない全道大会以上に出場する個人及び団体 ・・・対象経費実費の 50%
申	請期	間	大会終了後10日以内(大会参加前に参加計画書を提出し、認定を受けることが必要)
決	定時	期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき
担	当課	係	社会教育課 社会体育係 電話:0156-64-0532 (内線)212

【教育・文化・スポーツ分野】

制	度名		新得町入学資金貸付
内		容	新得町内に居住し、大学及び専修学校の専門課程(2 年以上)に入学をする際に必要とする資金を保護者に貸付します。
対	免 +	象者	要綱等 新得町内に居住し、かつ大学等に進学する生徒の保護者
χij	水		区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	5 0 万円
補	助	率	50万円以内
申	請其	明 間	貸付年の1月末
決	定	寺 期	申請内容を審査し、教育委員長が適当と認めたとき
担	当言	果係	学校教育課 総務係 電話:0156-64-0531 (内線)203

【環境・緑化・景観分野】

制	度	名	廃屋解体撤去事業補助
内		容	町内の老朽化した空家の解体・撤去費に対し補助金を交付します。 (下記の全てに該当すること) 1.個人所有住宅及び付属建物(車庫・物置)の用途を有さなくなったもの 2.解体業者は、町内業者とする. 3.解体撤去後は跡地利用計画があるか、又は常に清潔に管理されること 4.公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助 がないもの 5.単なる家屋等の建て替えの解体は対象外 6.事業の用に供していた家屋等でないこと 7.補助申請時に居住していないこと 8.建築後概ね25年以上経過していること 9.町税等を完納していること
対	象	者	要綱等 個人の家屋等の所有者(所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者)
_	70	⇔ ∓	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他 ()
上	限	額	50万円
補	助	率	1 ㎡当たりの撤去費用の上限価格を居住建物は 7,200 円、付属建物は 2,800 円とし、解体撤去費の 2 分の 1
申	請期	間	解体撤去前
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当課	係	町民課 生活環境係 電話:0156-64-0528 (内線)158
ホ	ームペー	-ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/jyosei/haiokukaitai

制	度	Ę	名	合併処理浄化槽設置整備事業補助
内			容	合併浄化槽(10人槽以下)を設置しようとする方に助成します。 対象地域は、公共下水道処理区域を除く町内全域です。
対	多	5	者	要 綱 等 合併浄化槽を設置しようとする個人
Χ·J	3	ζ.	19	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
				5人槽 65万円
上	阺	₹	額	7人槽 80万円
				10人槽 110万円
補	助	b	率	設置経費の1/2以内
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	施設課 業務係 電話:0156-64-0529 (内線) 173

【環境・緑化・景観分野】

制	度	Ę	名	水洗便用	听改造等補助
内			容		所を水洗式便所に改造しようとする方に助成します。 は、公共下水道接続区域内です。
対	多	,	者	要綱等	既設の便所を水洗便所に改造しようとする個人
Χ·J	*	•	1	区分	□民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	<u> </u>	額	20万円	
補	助]	率	設置経費	の2/3以内
申	請	期	間	随時	
決	定	時	期	申請内容	を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	施設課電話:	業務係 0156-64-0529 (内線) 173

制	度	名	乳幼児等医療費助成
内		容	中学生までの乳幼児・児童・生徒に対し医療費の自己負担分を助成します。
対	象	者	要綱等 満15歳に達する日以後最初の3月31までの者
[X	涿	19	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	補助率のとおり
補	助	率	保険対象医療費の自己負担分全額(入院時食事代を除く)
申	請期	間	医療を受けた日から2年以内
決	定 時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	町民課 国保年金係
1년	3 味	术	電話:0156-64-0528 (内線)162
木-	-ムペ-	- ジ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/nyuyojiiryo

制	度	Ŧ	名	未熟児養育医療
内			容	医療を必要とする未熟児に対して、医療費を助成します。
対	多	5	者	要 綱 等 │未熟児であって医師が入院養育を必要と認めたもの
ניא	3	K	13	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	阻	艮	額	補助率のとおり
補	耳	_j	率	定額
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	保健福祉課 健康推進係
1년	=	沐	示	電話:64-0533 (内線)226

制	度	名	ひとり親家庭等医療費助成
内		容	ひとり親家庭に対し医療費の自己負担分を助成します。
対	象	者	要綱等 ひとり親家庭、もしくはこれに準ずる母、父、子 ※所得制限があります。
			区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	補助率のとおり
補	助	率	保険対象医療にかかる自己負担を初診料もしくは1割負担とします。 (入院時食事代を除く)。ただし母父は入院のみ対象となります。
申	請期	間	医療を受けた日から2年以内
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	町民課 国保年金係 電話:0156-64-0528 (内線)162
ホ-	-ムペ-	- ジ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/hitorioya

制	度	名	重度心身障がい者医療費助成			
内		容	一定の障害を持つ方に対し医療費の自己負担分を助成します。			
対	象	者	要 綱 等 身体障害者手帳 1 ・ 2 級及び 3 級の一部(内部障害) ※所得制限があります			
			区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()			
上	限	額	補助率のとおり			
補	助	率	保険対象医療にかかる自己負担分を初診料もしくは1割負担とします。 (入院時の食事代は除きます)			
申	請期	間	医療を受けた日から2年以内			
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき			
担	当課	係	町民課 国保年金係 電話:0156-64-0528 (内線)162			
ホ-	-ムペ-	- ジ	http:// www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/judoiryo			

制	度	名	通院バス交通費補助
内		容	屈足から新得地域の医科、歯科診療所に通院する際に係る交通費を助成します。
対	象	者	要綱等 ・通院目的に指定した路線バスを利用する屈足地域の町民。 ・町税を完納していること。
			区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	路線バス一回乗車につき成人260円、小児130円助成
補	助	率	定額
申	請期	間	随時
決	定時	i 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 謂	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226·227

制	度	名	福祉交通費助成			
内		容	町内在住の重度の身体障がいのある方(児童含む。)及び高齢の方等がタクシーを利用する場合に、日常生活の利便性向上及び生活行動範囲の拡大を目的として、その料金の一部を助成します。			
対	象	者	町内に住所を有する町税を完納している方で次のいずれかに該当する方。 (1)以下のいずれかの身体障害者手帳の認定交付を受けている方 ・視覚障害、下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害:1~2級・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の機能障害:1級 (2)満65歳以上の要支援又は要介護の認定及び介護予防・生活支援サービス事業対象者(介護認定等を受けている者) 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他(
上	 限	額	10,000円			
補	助率		定額(年度中対象になった場合、差額のみ補助)			
申	請期	間	随時			
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき			
担	当課係		保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線)223			

制	度	名	特定健診
内		容	メタボリックシンドロームに着目した健診で、早期に糖尿病等の病気の予防のため、健診と保健指導を実施します。 健診内容:特定健診・詳細健診(貧血、眼底、心電図(医師が必要と認めた場合))
対	象	者	① 20歳~39歳、40歳~74歳までの国民健康保険加入者要綱等。② 75歳以上※内臓脂肪CT検査は30歳以上の町民区分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
自词	己負担	旦額	特定健診:69歳以下 1,000円 当該年度40歳及び70歳以上 無料 内臓脂肪CT:1,000円
補	助	率	特定健診の健診料金 ・69歳以下は、自己負担額1,000円を差し引いた費用を全額助成・年度内40歳になる方・70歳以上の方は全額助成・詳細健診 全額助成(医師が必要と認めた場合)
申	請期		6月~2月
決	定時	期	6月、10月、2月の9日間 内臓脂肪CTは10月のみ
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)225・226
ホー	- ムペ・	ージ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin

制	度	名	各種がん	検診事	業			
内		容	胃がん検討 部を助成			がん検診、前	立腺がん検診の)費用に対し一
対	象	者	要綱等	5 0 歳	歳以上の町民(前立腺がん、腸		易がん)
			区分	口民間	引法人 口任意	団体 ☑個人	口その他()
	7 A	+0 \$5	TE F	<u> </u>	補助額	(円)	自己負担	額(円)
	己負担	担 観	項目		69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上
			胃がん		3, 300	4, 400	1, 900	800
			肺がん((X線)	930	1, 230	600	3 0 0
			肺がん((CT)	5, 000	6, 500	3, 000	1, 500
補	助	率	喀痰検査	-	1, 890	2, 390	1, 000	500
l'm	193		大腸がん	,	1, 630	2, 230	1, 000	400
			前立腺が	ん	1, 625	2, 225	1, 000	400
申	請其	月 間	6月~2	 月				
			· - ·		2月の9日間	(肺がん CT は 1	0月のみ)	
决	定時	,期				機関にて通年実		
担	当部	果 係	保健福祉記 電話:(東推進係 1-0533 (内線	₹) 225 · 226		

制	度	名	PETがんドック検診費用補助
内		容	北斗病院で実施するPETがんドックに係る費用に助成します。
対	象	_ 	要綱等│30才以上の町民
ניא	涿	者	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	検診料金のうち10、000円を町が助成。
	烈	谼	(同一年度内での脳ドックとの併用補助は不可)
補	助	率	定額
申	請其	月間	随時
決	定明	寺 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当言	果 係	保健福祉課 健康推進係
155	=	木	電話:0156-64-0533 (内線)225・226

制	厚	Ę	名	脳ドック検診
内			容	北斗病院、帯広厚生病院での脳ドック検診に係る費用に助成します。
対	象		者	要綱等 30才以上の町民
[X]	3	K	1	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
Ŀ	阻	8	額	健診料金のうち10、000円を町が負担
	17[K.	谼	(同一年度内でのPETがんドックとの併用補助は不可)
補	且	力	率	定額
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当	課	係	保健福祉課 健康推進係
1년	=	沐	沐	電話:0156-64-0533 (内線)225・226

制	度	名	乳がん、子宮がん検診費用補助
			女性特有のがん検診の費用の一部を助成します。
			対象となる検診は町内で実施する集団検診と、契約医療機関で行う以下の
内		容	検診です。
' '		_	・乳がん(マンモグラフィ)
			・子宮がん(頸部がん検査、超音波検査・必要に応じて体部がん検査)
対	象	者	要 綱 等 乳がん
,,	<i>></i> >	н	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
			検診自己負担額以外の費用を補助します。
			乳がん 自己負担額
		負担額	40歳~49歳 50歳~69歳 70歳以上
			2,400円 2,000円 900円
			子宮がん自己負担額
自	己負担		69歳以下 70歳以上
			子宮がん 2,000円 900円
			体部 900円 400円
			超音波 500円
補	助	率	
		•	・集団検診(8月、2月の年2日間実施)は、申し込み時。
申	請期	間	・個別検診は随時
			・集団検診は申し込み時。
決	定時	期	・個別検診は随時
I. _			保健福祉課 健康推進係
担	当 課	係	電話: 0156-64-0533 (内線) 225 · 226
木-	- ムペ-	- ジ	

制	度	名	振動障害特殊健康診断助成
内		容	チェーンソー等を使用する林業関係者等の作業従事者が、振動障害の早期 発見のため受診する振動障害特殊健康診断の費用に対し助成します。
5 4	毎	者	要綱等 振動障害特殊健康診断助成金交付要綱
対	象		区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	1人あたり 3,000円 1年度1人1回
補	助	率	定額
申	請期	間	健診の受診日より起算して3ヶ月以内
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
+0	까 =⊞	Iτ	産業課 商工労働係
担	当 課	係	電話:0156-64-0522 (内線)124
ホ-	-ムペ-	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/shigoto/shindoushougai

制	度	名	特定不妊治療費助成
内		容	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。
対	象	者	特定不妊治療が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に住所 要綱等 を有しており、北海道が指定した医療機関で治療を受けた方で、 夫婦共に町税を完納している方。
			区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	1回あたり20万円(所得により異なる)
補	助	率	定額
申	請期	間	随時
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226

制	度	名	不育症治療費助成	
内		容	不育症治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため治療費の を助成します。	一部
対	象	者	不育症の治療が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に要綱等を有しており、夫婦共に町税を完納している方。ただし、同一の治療に対して他の市町村から同様の給付をた方、また受ける予定の方は対象外。 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他(
上	限	額	<u> </u>	,
補	<u>版</u> 助	- 率	定額	
申	請期	間	随 時	
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226	

制	度	名	妊婦健康	診査
内		容		の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・来るよう妊婦健診費用の一部を助成します。また、保険適用外の
		台		(自己負担分)を出産後に償還払いで助成します。
対	象	者	要綱等	町内に居住する妊婦、町税を完納している方
[X	豕	白	区分	□民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	規定によ	<u> </u>
補	助	率	定額(自	己負担分は実費)
申	請其	月間	母子手帳	交付時(保険適用外の健診費用は出産後)
決	定時	期	随時	
担	当語	果 係	保健福祉	課 健康推進係
1년		下 1 元	電話:	0156-64-0533 (内線) 225
ホ-	- ムペ	ージ	http://ww	w.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu

制	度	名	出産祝金
内		容	次世代を担う子どもの出産を祝福し、その健やかな成長を願うと共に出産祝い金を支給することにより、子育て家庭を支援します。
対	象	者	出産時において1年以上前から新得町に居住している父親または母親で町税を完納している方。 要綱等にだし、以下の場合は対象外とします。 ・出産後1ヶ月以内に転出した場合 ・支給対象児が転出等した場合
上	限	 額	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他 ()
補	助	率	第1子及び第2子 10万円 第3子 30万円 第4子 50万円 第5子以降 100万円
申	請	期間	出生1ヶ月後から60日以内
決	定	寺 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当言	果係	保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線) 223

制	度	名	インフルエンザワクチン予防接種助成
内		容	インフルエンザの感染による死亡者・重症者の発生をできるだけ減らすために、町が委託する医療機関・施設の医師により実施するインフルエンザ ワクチン予防接種を受けた者に対し、接種費用を助成します。
対	象	者	要 綱 等 町内在住の 生後 6 ヶ月~高校生、生活保護世帯、65歳以上の方 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	1,500 円、生活保護世帯は接種料全額
補	助	率	定額
申	請期	間	高齢者(65歳以上)11月~12月末まで 高齢者以外 10月末頃から翌年3月末まで
決	定時	期	随時
担	当課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226

制	度	名	肺炎球菌ワクチン予防接種助成
内		容	肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防し、高齢者の健康の保持 増進を図ることを目的に接種費用の一部を助成します。
対	象	者	・町内在住の接種日現在65歳以上の方 ・町税を完納している方 要綱等 ・過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けたことのない方 ・町が委託する医療機関で予防接種を受けることができる方 ・肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適用がない方 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	3,500円、生活保護世帯は接種料全額
補	助	率	定額
申	請期	間	随時
決	定時	期	随時
担	当課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226

制	度	名	肝炎ウィルス検査費用助成
内		容	特定健診時に実施する B 型肝炎ウィルス検査、C 型肝炎ウィルス検査の費用の一部を助成します。
対	象	者	・20歳以上の町民で、過去に同補助を利用して検診を受けた 要綱等 ことの無い方 ・町税を完納していること
			区 分 口民間法人 口任意団体 ☑個人 口その他()
Á	コ 台 ts	担額	検診自己負担以外の費用を助成します。
			69歳以下の自己負担額 1,000円、70歳以上無料
補	助	承	69歳以下は健診料金2,460円のうち、1,460円助成
竹田	ĐJ	'T'	70歳以上は2,460円全額助成
申	請期	間	特定健診申し込みと同時に受付け
決	定時	期	同上
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話: 0156-64-0533 (内線) 225 · 226

制	度	名	エキノコックス症検診費用助成
内		容	集団検診時に実施するエキノコックス症検査(血液検査)の検診費用の一部を助成します。
対	象	者	要綱等 小学校3年生以上の希望者
ניא	水	13	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
<u></u>	引負 担	旦額	検診自己負担以外の費用を助成します。
ш	5 良 担		69歳以下の自己負担額 200円、70歳以上の自己負担額100円
補	助	率	69歳以下は健診料金1,150円のうち 950円助成
THI	الا	'T'	70歳以上は健診料金1、150円のうち1、050円助成
申:	請期	間	特定健診と同時に受付け
決	定時	期	同上
担:	当課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)225·226

制	度	Ę	名	乳幼児歯科検診・フッ素塗布補助事業
内			容	乳幼児の虫歯を減らす目的で、町内の歯科医院にて、歯科検診、フッ素塗 布を受ける費用に対し助成します。
対	争	,	者	要綱等 町内在住の1歳から就学前の幼児
Χ·J	象		13	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	1	額	自己負担以外の費用を年間三回まで全額補助します。
	2051	ζ		自己負担一回につき400円。
補	助]	率	定額
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	随時
担	当 課		係	保健福祉課 健康推進係
1년			床	電話:0156-64-0533 (内線)225
ホ-	- ム・	ペ −	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/nyuyouji/yobousesshu

制	度	名	集団フッ素塗布			
内		容	1歳6ヶ月児・3歳児健診対象者に、健診実施時、希望した者に対し無料 で歯科検診と同時にフッ素塗布が受けられます。			
対	在	在	象	毎	*	要綱等 1歳6ヶ月児・3歳児健診受診者
X·J	豕	者	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()			
上	限	額	フッ素塗布費用の全額を補助			
補	助	率	100%			
申	請期	間	1歳6ヶ月児・3歳児健診時			
決	定時	期	随時			
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)225			

制	度	名	成人歯科検診						
内		容	成人の虫歯・歯周病の早期発見、予防のため、歯科検診の費用の一部を助成します。						
対	象	者	・町内に居住し、現在歯科医院で治療を受けていない満20歳 要綱等 以上の方。 ・町税を完納していること。						
			区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()						
自	己 負	担 額	500円						
補	助	率	定額						
申	請	期間	6月、11月の各2週間、事前に各歯科医院に予約						
決	定	诗 期	同上						
担	当	課係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線) 226						

制	度	1	3	妊婦歯科検診					
内	J		容	妊婦の虫歯・歯周病を予防し、安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦期の 歯科検診の費用を助成します。					
対	. 4		₹	要綱等 町内に居住する妊婦、町税を完納している方					
ניא	象	. 1	者	∄	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()				
自	己 負	担額	湏	500円					
補	助		卒	定額					
申	請	期	罰	随時					
決	定	時	钥	随時					
担	当	課(系	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)225					

制	度	. :	名	通所費補助制度						
内			容	近隣に保育所がなく、遠距離から通所する家庭の負担軽減を図るため、片 道4km以上の方に対し、燃料代を助成します。						
対	各	在 李	者	要 綱 等 通所距離が片道 4 k m以上の幼児の保護者						
[X]	象		18	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()						
上	限	: 1	額	限定なし						
補	助		率	自動車で2往復するのに要する燃料使用量に燃料単価(4月1日の単価)を乗じた額の1/2(燃料消費は、10当たり10km走行するものとして計算)						
申	請	期	間	年2回(10月・3月)						
決	定	時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき						
担	当 課 係		係	児童保育課 総務係 電話:0156-64-6940						

制	度	名	子ども発達支援センター通室費補助制度				
内		容	発達支援が必要な幼児及び児童が、子ども発達支援センターに通室することに係る家庭の負担軽減を図るため、片道4km以上の方に対し、運賃又				
F 3		П	は燃料代を助成します。				
対	象	者	要綱等 通室距離が片道4km以上の幼児及び児童の保護者				
נא	涿	13	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()				
上	限	額	限定なし				
			路線バスを利用する方 — 運賃				
補	助	率	自家用車を使用する方 ― 職員の旅費に関する規定により算出したキ				
			口数に 25 円を乗じた額				
申	請期	間	年2回(9月・3月)				
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき				
+0	까 ==	ΙŦ	児童保育課 総務係				
担	当課	係	電話:0156-64-6940				

制	度	Ę	名	ファミリーサポート事業
内			容	手助けのほしい方(利用会員)とお手伝いのできる方(援助会員)で会員組織を作り、地域で子育てサポートをする仕組みです。 産前産後の母親の家事、育児支援、子育て世帯への育児支援、病後児支援を行い、子育てしやすい環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的とします。
対	象	象 者		(援助会員) 町内にお住まいの 20歳以上の心身ともに健康な方。 要綱等 (利用会員) 町内にお住まいの 0歳~小学校 6年生までの子どもを育てている家庭。
	70		ウエ	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
補	<u></u> 助	·	額 率	規定なし (平日) 昼間600円 夜間800円 (土日祝日) 800円 次の方は利用料が半額となります。 ①生活保護法に基づく保護を受けている世帯②中国残留邦人等円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯③市町村民税が非課税の世帯
申	請	期	間	随時
決	定	時	期	随時
担	当	課	係	児童保育課 総務係 電話:0156-64-6940
ホ-	ーム・	ペ −	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu

制	度	名	心身障害児等通園助成事業
内		容	心身に障がいのある児童及び精神障がいのある方が機能回復訓練、社会復 帰訓練の事業を行う施設への交通費を助成します。
対	象	者	町内に住所を有する者で次の施設に通園等している者及び保護者(2km以上の距離が必要) ・児童発達支援、放課後等デイサービス事業及び総合発達支援センター ・日中一時支援事業 ・特別支援学校(寄宿舎に入舎は除く) ・地域活動支援センター ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業・就労継続支援 A 事業・その他町長が認めた施設
上	限	 額	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他() 50,000円
_	PIX	口只	汽車・バス利用時:実費
補	助	率	自家用車: 1kmにつき毎年4月1日レギュラー単価の10分の1施設からの助成金の交付を受けている場合は、その額を控除就労A型は、24ヶ月限定、2分の1の金額を支給
申	請期	間	7月、10月、1月、3月(新規は随時)
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担			保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線) 222

制	度	名	身体障害者運転免許取得費補助							
内		容	本町に居住する身体に障がいがある方が自動車運転免許を取得する場合において、係る費用に対し助成します。							
対	象	者	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳3級以上の者 要綱等 2) 町民税非課税世帯 3) 免許の取得により自立更生の促進が図られると認められる者							
上	限	額	区 分 │ □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他() 103,000円							
補	 助	率	定額							
申	請期	間	免許の取得前又は取得後6ヶ月以内							
決	定 時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき							
担	当 課 係		保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533(内線)223							

制	度	名	身体障害者自動車改造費補助						
内	蓉		身体に障がいのある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車 の改造に要する費用に対し助成します。						
対	象	者	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者 2) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及 び駆動装置等の一部を改造する必要がある者 3) 改造補助を行う月の属する前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他(
上	限	額	100, 000 円						
補	助 率		定額						
申	請期	間	改造前又は改造後6ヶ月以内						
決	定時	寺 期 申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき							
担	当 課	係	保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線)223						

制	度	名	介護サービス利用者負担軽減事業費補助
rta	内		低所得で生計が困難な方等に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法 人等が利用者負担額の軽減(4分の1)を行うことに対し、軽減総額の2
P			分の1を助成します。
対	象	者	要綱等 社会福祉法人等
[X]	涿	13	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 ☑その他(社会福祉法人)
上	限	額	利用者負担額の4分の1 (利用者)
補	助	率	利用者への助成→利用者負担額の4分の1を軽減(社会福祉法人が実施) 社会福祉法人等への助成→利用者負担総額のうち軽減総額の1%を超え
		·	た額の2分の1を助成(4月~3月)
申	請其	月間	随時
決	定明	,期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 討	果 係	保健福祉課 介護保険係 電話:0156-64-0533 (内線)224

制	度	名	ふれあい支援員事業					
内		容	一定の研修を受けた有償ボランティアのふれあい支援員が高齢者の居宅 を訪問し、生活支援を行う事により、利用者が安心して在宅での暮らしを 継続できるよう支援します。					
対	象	者	要綱等 概ね65歳以上の高齢者及び障がい者等、並びにその家族 町長が必要と認めた者					
上	限	額	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他() 利用料 1時間あたり利用者負担額 100円 ※原則として 週2回 1回2時間まで利用可能です。					
補	助	率	・利用料1時間あたり400円					
申	請期	間	随時					
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき					
担	当課	係	保健福祉課 在宅支援係 電話:0156-64-0533 (内線)227					

制	度	名	介護予防ボランティア(たす軽ポイント)推進事業
内		容	ボランティア登録をしていただいた新得町内在住の65歳以上の方(新得町第1号被保険者)が、ボランティア活動を通して、ご自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域住民の相互の交流が促進され、いきいきとした地域社会となることを目的としています。
対	象	者	要綱等 一定の研修を受けた65歳以上の方(新得町第1号被保険者) 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	1時間以上の活動で1ポイント(100円)、1日2ポイントが上限。 ※年50ポイントが上限で以下翌年へ繰り越し。
補	助	率	年最高 5, 000円分のスマイルチケットへ転換
申	請期	間	随時
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき
担	当 課	係	保健福祉課 在宅支援係 電話:0156-64-0533 (内線)227

制	度	名	2	地域サロン事業補助金						
内			15		_	域福祉活動を支援し町民の福祉の向上を図ることを目的として、 ン事業を実施する者に対し、費用の一部として補助金を交付しま				
対	象	象 者		要:	綱等	社会福祉法人、特定非営利活動法人及び福祉活動を行う町長が 特に認める民間事業者等				
				区	分	☑民間法人 ☑任意団体 ☑個人 □その他()				
上	限	客	頁	補助	事の	とおり				
				概れ	週5	回実施 月額 154,000 円				
補	助	助 率	这	概ね	週 4	回実施 月額 123, 200 円				
				概ね	週3	回実施 月額 92,400円				
申	請	期間	引	随田	-					
決	定	诗 其	月	申請	内容	を審査し、町長が適当と認めたとき				
担	当	課	Ŕ		建福祉 3話:	課 福祉係 0156-64-0533 (内線) 223				

制	度	名	医療体制確保支援補助事業 (医療確保対策支援)	
内		容	医療体制の確保を図るため、医師の雇用に係る費用について助成します。	
対	象	者	要綱等 町内において10年以上経営している医科及び歯科診療所	
Χ·J	水	有	区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()	
上	上 限 額 勤医として雇用した場合、2人目以降の医師 1人当たり毎月 2, 円。		勤医として雇用した場合、2人目以降の医師1人当たり毎月2,000,000円。	
補	助	率	定額	
申	請期	間	随時	
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話: 0156-64-0533 (内線) 226	

制	度	名	医療体制確保支援補助事業 (入院病床確保支援)	
内	医療体制の確保を図るため、入院病床をもつ医療機関に対し助成 す。		医療体制の確保を図るため、入院病床をもつ医療機関に対し助成をします。	
対			要綱等 町内において10年以上経営している医科及び歯科診療所	
χij	水	者	区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()	
			・ 町内で19床の入院病床を運営する診療所に対し、毎月1床当たり	
上	限	額	60,000円	
			・ 補助を開始した日から5年間を限度とする。	
補	助	率	定額	
申	請	期間	随時	
決	定	诗 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担	当	果係	保健福祉課 健康推進係	
111	= =	沐	電話:0156-64-0533 (内線)226	

制	度	名	医療体制確保支援補助事業 (医療施設及び機器等支援)	
内		容	医療体制の確保を図るため、医療施設や機器等の整備に係る費用に対し助成します。	
対	象	者	要綱等 町内において10年以上経営している医科及び歯科診療所 区 分 ☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()	
上	① 医科医療施設及び設備に対しては、期間 5 年間で 30,000,000 F度とし、全額助成します。 上 限 額 ② 歯科医療施設及び設備に対しては、期間 5 年間で 20,000,000 F度とし、全額助成します。 ・施設及び整備等の対象は、一件当たり 2,000,000 円を超えるものと		度とし、全額助成します。 ② 歯科医療施設及び設備に対しては、期間 5 年間で 20,000,000 円を限	
補	助	率	定額	
申	請期	間	随時	
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担	当 課	係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線)226	

制	度	名	障がい児日中一時支援事業所運営補助		
内		容	障がい児を対象とした障がい児日中一時支援を運営する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を助成します。		
対	象	者	障がい児に対して、放課後等における遊び、日常生活における 基本的な動作の指導、創作的活動の機会の提供及び身体機能又 要綱等 は生活能力の向上のために行われる必要な活動をおおむね週5 日以上行う事業所を町内に設置している者で、町税条例第3条 に規定する町税を完納している者。		
上	限	額	区 分 ☑ 民間法人 □任意団体 □個人 □その他() 利用対象者障がい児数が3人以上 年額988,000円 利用対象者障がい児数が1~2人 年額494,000円		
補	助	率	定額		
申	請其	明間	随時		
決	定	寺 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき		
担	当言	果係	保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533(内線)223		

制	度	名	保健・医	療・福祉資金貸付金
内		町民の保健、福祉の増進及び医療機関の確保、充実を図るため っ個人又は法人等に対し資金を貸付します。		建、福祉の増進及び医療機関の確保、充実を図るために事業を行 は法人等に対し資金を貸付します。
対	象	者	要綱等	町民に円滑な保健、医療、福祉サービスの提供を図る事を目的 とした事業を行う個人または法人等
	70	₩∓	区分	☑民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()
上	限	額	貞何 重何 玉額	ま一件につき 3,000 万円以内で無利子。
申	請其	明 間	随時	
決	定	寺 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担	当言	果係	保健福祉課 健康推進係 電話:0156-64-0533 (内線) 226	

制	度	名	成年後見制度利用促進支援事業 市長村長申し立て制度	
内		容	成年後見制度の審判請求を家庭裁判所に申し立てするにあたり、親族の申 し立てが困難な場合に市町村長を申し立て人として審判請求する制度で す。	
対	象	者	新得町成年後見制度利用促進事業実施要綱に基づく。以下のことを基に対象者の判定を行う。 (1) 判断能力の程度と日常生活の支援の必要性 (2) 審判請求による効果と他諸制度利用による支援方策 (3) 配偶者及び二親等内親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無 (4)前号に規定する親族以外の親族による本人保護及び審判請求の見通し (5)その他、町長が確認を必要とする事項 区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()	
上			※但し、町が負担した審判請求費用に関し、本人または関係者が負担すべき事情があると判断した時は上申し、審判請求費用を求償する場合があり	
補	前 助 率 請求費用実費以内		請求費用実費以内	
申	請期	間	随時	
決	定時	期	随時	
担	当課	係	保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線)223	

制	度	名	福祉人材育成事業補助金	
内		容	町内における福祉人材確保のため、町内の福祉事業に携わる意欲のある町 民に対して、資格取得に必要な経費の一部を補助します。	
対	象	者	既に町内の福祉事業所に就業していない町民で、研修等終了後 1年以内に町内の福祉事業所に勤務する方で町税を完納している方。 (対象となる研修及び資格) ・介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・社会福祉士 ・居宅介護職員初任者研修又は障害者居宅介護従事者研修、重度訪問介護従事者養成研修 ・行動援護従業者養成研修又は同行援護従業者養成研修、移動介護従事者養成研修 ・手話通訳士 ・精神保健福祉士 ・保育士	
	70	÷Ξ	区 分 □民間法人 □任意団体 ☑個人 □その他()	
上	限	額	10万円	
補	助	率	補助対象経費の2分の1	
申	請期	間	随時	
決	定時	期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担		係	保健福祉課 福祉係 電話:0156-64-0533 (内線)223	
ホ-	- ムペー	- ジ	http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/hukushijinnzai/	

2018年5月発行

編集:新得町役場地域戦略室地域戦略係

TEL: 0156-64-0521 内線 142

FAX: 0156-64-4013

E-mail:chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

4